様式第１号（第３条関係）

|  |
| --- |
| 門真市立小・中学校施設設備使用許可申請書 |
| 　下記のとおり使用許可申請をします。なおご許可のうえは、門真市立小・中学校施設設備使用条例及び同条例施行規則並びに許可条件を厳守するのはもちろん学校又は教育委員会の指示に従うことを誓約します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属団体名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　住　　所　　ふりがな　　　　　　　　　　　　　　　　　　　責任者　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　門真市教育委員会　様　　　　　　　　生年月日　(T・S・H)　　年　　月　　日生　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　（　　　　）　　　　　　 | 課長 | 課長補佐 | 主任 | 係員 |
|  |  |  |  |
| 使用料 | 無料 | 有料 |
| 円 |
| 使用学校名 | 　　　門真市立　　　　　　　　　　　小中学校　　　　　　　　 | 学校長の意見 |
| 使用施設名 | 　１ | 運動場 |  | ２ 体育館　□スポットクーラー　　　　 □エアコン　□扇風機 | 校長　 |
| 　３ | 教　室（　　　　　　室） | 　　４ | その他（　　　　　　　　　）（具体的に記入のこと） |
| 使用年月日時 | 　　　　年　　　月　　　　 | 　自　午前・後　　　時　　　分日至　午前・後　　　時　　　分 |
| 使用目的 |  | 使用人員 | 名 |
| 確認事項 | □　暴力団の利益になるような利用ではありません。□　施設の利用目的に従って利用します。 |
| 注意　１　「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、□に✔印を付してください。２　暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。３　暴力団の排除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。４　暴力団の利益になるときは許可しません。また、許可後暴力団の利益になると認められた場合は許可の取消しを行います。 |

様式第３号（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 通　　　　知　　　　書　　　　　年　　月　　日付使用許可申請書の件について、下記のとおり許可しましたので通知します。　門真市立　　　　　　　小中学校長　　様門真市教育委員会　　　 | 備考 |
|  |
| 使用施設名 | １　運動場 | ２　体育館　　　□スポットクーラー　　　□エアコン　□扇風機 | ３　教室（　　　　　室） | ４　その他（　　　　　　　） |
| 使用年月日時 | 　　　　　年　　　月　　　　 |  自 午前・後　　　時　　　分日 至　午前・後　　　時　　　分 |
| 所属団体名並びに責任者名 |  | 電話 | 　　　　（　　　　） |

様式第２号（第４条関係）

|  |
| --- |
| 許　　　　可　　　　書　　　　　年　　月　　日付使用許可申請の件について、下記条件を付して許可します。　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　門真市教育委員会　　　 |
| 使用学校名 | 　門真市立　　　　　　　　　　　小中学校 |
| 使用施設名 | １　運動場 | ２　体育館　　　□スポットクーラー　　　□エアコン　□扇風機 | ３　教室（　　　　　室） | ４　その他（　　　　　　　　） |
| 使用年月日時 | 　　　　　年　　　月　　　　 |  自 午前・後　　　時　　　分日日 至　午前・後　　　時　　　分 |
| 許　可　条　件　学校・教育委員会の都合により取り消す場合もありますので御了承ください。 | 備考 |

《使用者の心得》

１．使用責任者は、使用時に必ず教育委員会発行の許可書を学校に提示すること。７、学校施設内は、自動車乗り入れ禁止。

２．使用責任者は、使用許可時間中、当該団体の指揮監督に当たること。　　　　８、施設設備を破損した場合は、速やかに教育委員会または学校に届け出るとともに、必ず使用者が弁償すること。

９、使用後は清掃し、現状に復帰すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　９、使用後は清掃し、現状に復帰すること。

３．常に善良なる使用者としての責任をもって使用すること。　　　　　　　　　10、使用時間は厳守すること。（使用時間には、準備及び原状復帰に要する時間を含む。）

４．学校施設内は、終日喫煙禁止。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　11、その他のことは、教育委員会及び学校の指示に従うこと。

５、学校施設内での飲酒や、酒気を帯びた使用は禁止。　　　　　　　　　　　　※　１～11の事項を厳守されない場合は、以後の使用を一切認めない。

６、雨天でグラウンドが軟弱な場合は使用しないこと。